

浜松市告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始する。

その関係図面は、令和8年1月15日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般

の縦覧に供する。

令和8年1月15日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
栄2号線	浜松市中央区栄町202番4から 浜松市中央区栄町202番3まで	令和8年1月15日	拡幅 区間

浜松市告示第30号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年1月15日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月15日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
布橋1号線	浜松市中央区布橋一丁目111番11	令和8年1月15日	拡幅区間

浜松市告示第30号の3

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年1月15日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月15日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
領家12号線	浜松市中央区領家三丁目495番10	令和8年1月15日	拡幅区間

浜松市告示第30号の4

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年1月15日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年1月15日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
鴨江57号線	浜松市中央区鴨江二丁目1353番178	令和8年1月15日	拡幅区間